

アラブ首長国連邦(UAE)の知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

アラブ首長国連邦（英語では「United Arab Emirates」。以下「UAE」という）は、アラビア半島のペルシャ湾南岸に位置する7つの首長国²により構成される連邦制国家である。

UAEの国土の面積は約7.1万平方キロメートルであり、日本の中国地方と九州地方の合計程度の大きさである。国土の大半は、砂漠気候に属する。公用語はアラビア語、首都はアブダビ、通貨はディルハム（AED）である。UAEの居住人口は約990万人であるが、外国人労働者が多く、UAE国籍の者は約13%しかいない。民族構成としては、アラブ人が約48%、南アジア系が36%、ペルシャ人が約5%等となっている。宗教は、イスラム教（主にスンナ派）が約62%、ヒンドゥー教が約21%、キリスト教が約9%等となっている³。

現在のUAEがある地域は、1892年には英国の保護領とされていた。1968年に英国軍がスエズ以東から撤退するという宣言を行った後、連邦結成の機運が高まり、1971年に、6つの首長国（アブダビ首長国、ドバイ首長国、シャールジャ首長国、アジュマーン首長国、ウンム・アル＝カイワイン首長国、フジャイラ首長国）による連邦国家として独立した。1972年には、ラアス・アル＝ハイマ首長国も連邦に加入した。

UAE（とくにアブダビ）は、豊富な埋蔵量の原油と天然ガスを有しており⁴、教育は無料で、所得税も無い。近年、UAEは、脱石油依存のため、産業の多角化を図っている（例えば、観光業、金融業、太陽光発電事業等）。

各首長国は、世襲の首長による絶対君主制により統治されている。UAEの連邦レベルの最高意思決定機関は、「連邦最高評議会」である。これは、7つの首長国の首長により構成され、その議決には、アブダビとドバイを含む5つ以上の首長国の賛成が必要である。UAEの連邦レベルの議会は、一院制の「連邦国民評議会」である。経済開発等は各首長国が行うが、外交・国防・通貨・財政管理等は連邦が行う。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 7つの首長国とは、アブダビ首長国、ドバイ首長国、シャールジャ首長国、アジュマーン首長国、ウンム・アル＝カイワイン首長国、フジャイラ首長国、ラアス・アル＝ハイマ首長国である。

³ 本稿におけるUAEの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021年版』（二宮書店、2021年）167～168頁、②外務省ウェブページ「アラブ首長国連邦 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/uae/data.html>）等を参照した。

⁴ 日本にとって、UAEは、サウジアラビアに次ぐ原油輸入元である。

7つの首長国にはそれぞれ特徴がある。アブダビは、政治・経済・軍事の各分野において、他の首長国よりも圧倒的に大きな影響力を有している。ドバイは、近年、商業・貿易・運輸のハブとして目覚ましい経済発展を続けており⁵、2021年には、中東地域で初めての国際博覧会（ドバイ万博）が開催された。

UAEは、中東、アフリカ、中央アジア諸国等に流通する物品の集積地・中継地となっているが、流通する物品の中には、知的財産権侵害物品も含まれている⁶。知的財産権者たる日本企業にとっては、UAEで知的財産権侵害物品の流通を差し止めることが肝要であるところ、そのためには、UAEの知的財産法制度を知っておく必要がある。

そこで、本稿では、UAEの知的財産法の概要を紹介することとしたい。

II UAEの法制度一般

UAEの法制度は、従来、フランス法及びローマ法の流れを汲むエジプト法の影響を受けてきたことから、「成文法主義」を基本とする大陸法系に属するといえる。しかし、近年は、米国及び英国のコモン・ローの影響を強く受けるようになってきている。

連邦制を採るUAEにおいては、①外交・国防・通貨・財政管理等のように本来的に連邦が管轄すべき事項と、②民法、刑法、商法、知的財産法等のように各首長国で共通する基本法を制定すべき事項については、連邦法が制定されている。それ以外の各首長国で管理すべき事項については、各首長国で国内法が制定されている。

なお、イスラム教を国教とするUAEでは、「シャリーア」と呼ばれるイスラム法も法源とされるが、知的財産権や商取引等のビジネス分野に関しては、多くの成文法が既に制定されており、成文法が直接適用されるため、成文法の内容等を検討しておけばよいといえる。

また、UAE国内には、数多くの「フリーズゾーン」が設置されている。各フリーズゾーンでは、外資を誘致するためのさまざまな優遇措置が用意され、法規制が一部緩和される等、独自の法制度が採られている。

III 知的財産法全般

UAEの知的財産法制度⁷は、主に、①「2006年連邦法第31号」により一部改正された「2002年連邦法第17号」（特許権・実用新案権・意匠権を対象とする。以下「特許法」という）、②「2002年連邦法第8号」により一部改正された「1992年連邦法第37号」（商標

⁵ ドバイの経済発展の象徴としては、世界一の高層ビルである「ブルジュ・ハリファ」や、ヤシの木を模した人工島群である「Palm Islands」等が挙げられる。

⁶ とくに中国で製造された知的財産権侵害物品が、UAEのドバイを経由して、中東、アフリカ、中央アジア諸国等に流通することが多いといわれている。

⁷ 米国 USTR は、2021年版スペシャル 301条報告書において、UAEの近年における知財権保護の努力を評価し、UAEを監視対象国リストから除外した。

権を対象とする。以下「商標法」という)、③「2002年連邦法第7号」(著作権を対象とする。以下「著作権法」という)等により構成されている。「特許法」に関しては、④2021年中に施行される「2021年連邦法第11号」(以下「2021年改正特許法」という)に置き換えられる予定である。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、先例拘束性は認められていないものの、事実上の重要な役割を果たしている。

UAEは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)、湾岸協力会議(GCC)⁸、特許協力条約(PCT)、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約等である。標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定には加盟していないが、ニース分類は採用している。

知的財産権に関連するUAEの政府機関としては、アブダビに、①特許に関しては「経済省知的財産部特許局」が、②商標に関しては「経済省知的財産部商標局」がある(以下「UAE特許庁」と総称する)⁹。UAE特許庁は、主に特許、商標等の出願の受理・審査・登録等を管轄している。

なお、ドバイのフリーゾーンである「ドバイ国際金融センター」(Dubai International Financial Center, DIFC)は、2019年に独自の「知的財産法」を制定した。同法によると、DIFC内において、又はDIFCから発生した特許侵害に関する紛争は、知的財産長官に提訴することができ、長官は行政処罰を課することができる。また、差止命令や損害賠償請求を伴う事件は、DIFCの裁判所に直接提訴する必要がある¹⁰。

IV 特許・実用新案

1 概要

UAEで特許権を取得するには、3つの方法がある。第1は、パリルートにより直接、UAE特許庁に出願を行うことである。第2は、PCT出願を行い、UAEを指定することである。第3は、湾岸協力会議(GCC)に基づく出願を行うことである。このGCC出願の制度は、一つの特許出願を行うことにより、自動的にGCC加盟6か国において有効な特許権を取得できる(但し、PCT出願によりGCC特許の登録を受けることはできない)というものであるが、2021年1月6日、GCCに基づく特許の新規出願の受付を停止することが発表された(受付停止より前に出願された継続案件については、審査が行われる)。

⁸ GCC加盟国は、UAEのほか、サウジアラビア、バーレーン、カタール、オマーン、クウェートの合計6か国である。但し、2021年1月6日、GCCに基づく特許の新規出願の受付の停止が発表された。

⁹ <https://u.ae/en/information-and-services/business/intellectual-property>

¹⁰ <https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/patent-litigation-2021/uae>

UAEにおける特許及び実用新案については、「特許法」に規定されている¹¹。いずれかの技術分野における製品又は方法に関するものであって、新規かつ有用であり、産業上の利用可能性を有し、かつ、進歩性を有する発明は、特許を受けることができる。

2021年改正特許法により、用途を限定した物のクレームが認められることとなった。

従業者が自身の職務の結果として、かつ、自身の職務中に到達した発明（職務発明）は、従業者と使用者との契約に別段の定めが無い限り、使用者に帰属する。

2 出願

UAEの特許法は、先願主義を採用している。

UAE国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、UAEの代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願書類は、UAE特許庁に提出する。明細書、特許請求の範囲、図面及び要約について、アラビア語及び英語の翻訳を添付することを要する。

出願公開制度は採用されていない。

3 審査

UAEは審査請求制度を採っておらず、全件が審査される。

特許が登録されるためには、不特許事由に該当してはならない。不特許事由には、①科学・数学の原理・発見・方法、②人体・動物の治療・診断方法、③ビジネス・精神的活動・ゲームの指針・ルール・方法、④国防に関する発明、⑤公序良俗に反する発明、⑥植物・動物を生産する生物学的方法（微生物学的方法及びその生産物を除く）がある。

また、特許が登録されるためには、新規性、進歩性、産業上利用可能性も必要である。特許が登録されるための要件としての「新規性」については、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。

新規性・進歩性・産業上利用可能性を有すること、不特許事由に該当しないことに関する実体審査は、外国の特許庁（従来はオーストリア特許庁に委託されていたが、2014年以降は韓国特許庁に委託されている）により行われる。

実体審査が行われた後、特許要件を満たしていないと判断された場合、補正が命じられる。補正命令に応答しない場合、又は応答したが拒絶理由を解消できていないと判断された場合、拒絶査定が通知される。出願人は、拒絶査定に対し、決定日から60日以内にUAE特許庁の抗告委員会に抗告することができる。

他方、出願が特許要件を満たしていると判断された場合は、特許付与の決定がなされ、出願内容が公表される。公表日から60日以内に、利害関係人は、異議申立てを行うことがで

¹¹ 本稿の「特許」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「アラブ首長国連邦」の「制度ガイド」5～14頁等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.ipo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

きる。当該期間内に異議申立てがなかった場合、又は異議申立てに理由が無いと決定された場合は、特許原簿への登録及び特許証の発行が行われる。

2021年改正特許法により、新規性喪失の例外として、12か月間のグレースピリオドが導入された。

4 登録

特許権は、登録日から発生する。特許権の存続期間は、出願日から20年である。

過誤により登録された特許に対し、利害関係人は、裁判所に無効審判請求を行うことができる。

特許が、登録後3年以上実施されていないときは、利害関係人は、当該特許の強制実施権の設定を請求することができる。

特許権者は、特許権の存続期間中、発明を実施する排他的権利を有し、譲渡・実施許諾を行うことができる。特許譲渡・実施許諾契約は、書面で締結しなければならない。また、特許譲渡・実施許諾契約は、特許登録簿に登録され、且つ特許公報で公告されない限り、当事者間においてのみ効力を有する。

特許権者の許諾なく、特許権の有効期間中に、UAE国内で、特許実施行為を行った者は、特許権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

5 実用新案

UAEの「特許法」は、実用新案についても規定している。

実用新案についても、実体審査が行われるが、発明より進歩性が低い場合にも保護を受けることができる。

実用新案の出願及び登録に関する手続については、実体審査が外国の特許庁により行われる点を含め、基本的に特許の場合と同様であり、特許に関する規定が準用されている。

実用新案権は、登録日から発生する。実用新案権の存続期間は、出願日から10年である。

V 意匠

1 概要

UAEにおける意匠については、「意匠法」に規定されている¹²。「意匠」とは、線若しくは色彩の組合せ又は立体的形状であり、特別な外観を与え、工業又は手工業製品のひな形として使用することができるものをいう。

意匠登録を受けるためには、新規性及び創作性が必要である。新規性については、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。

不登録事由としては、①意匠の定義に合致していないこと、②新規性又は創作性がないこ

¹² 本稿の「意匠」の部分については、前掲「制度ガイド」15～18頁等を参照した。

と、③工業又は手工業製品のひな形として使用できないこと、④公序良俗に反することが挙げられる。

部分意匠制度、関連意匠制度、組物意匠制度は採用されていない。

2 出願

意匠出願にあたっては、アラビア語による願書及び図面とそれらの英訳の提出を要する。

UAE 国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、UAE の代理人を選任して意匠出願手続を委託しなければならない。出願書類は、UAE 特許庁に提出する。

意匠が機能及び用途において関連している場合、一出願に意匠を 20 件まで含めることができる（一出願多意匠制度）。

UAE は、ロカルノ協定には加盟していないが、ロカルノ分類を採用している。

意匠出願に対しては、方式審査のみが行われ、実体審査は行われぬ。意匠出願が方式要件を満たしていれば、意匠登録が決定され、出願内容が公表される。公表日から 60 日以内に、利害関係人は、異議申立てを行うことができる。当該期間内に異議申立てがなかった場合、又は異議申立てに理由が無いと決定された場合は、意匠登録が行われる。

出願公開制度は採用されていない。

3 登録

意匠権は、登録日から発生する。意匠権の存続期間は、従来、出願日から 10 年とされてきたが、2021 年改正特許法により、出願日から 20 年に延長された。

過誤により登録された意匠に対し、利害関係人は、裁判所に無効審判請求を行うことができる。

意匠権者の許諾なく、意匠権の有効期間中に、UAE 国内で、意匠実施行為を行った者は、意匠権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

VI 商標

1 概要

UAE における商標については、「商標法」に規定されている¹³。「商標」とは、名称、言葉、署名、文字、数字、図形、シンボル、題名、広告、包装等及びこれらの結合であって、識別力を有する形態で、商品又は役務の出所を識別するために使用されるものをいう。

UAE では、英語の商標だけでなく、アラビア語の商標も出願して登録を受けておくことが有益である。

不登録事由としては、①識別力のない標章、又は商品・役務の単なる慣習上の名称、②商品の慣習的な図面、又はありふれた図面のみからなる標識又は装飾から構成される標章、③

¹³ 本稿の「商標」の部分については、前掲「制度ガイド」19～23 頁等を参照した。

公序良俗に反する表現・図面又は標識を含む標章、④国家、アラブ国家、国際機関等、又は外国の公的記章や国旗又はそれらの模倣、⑤他人の名前、氏姓等を含む標章（当該他人の同意を得た場合を除く）、⑥公衆に誤認を生じさせるおそれがある標章、⑦先願の指定商品等について登録商標と同一又は類似である商標が挙げられる。また、アルコール飲料及び豚肉等の商品・サービスは、商標登録を受けることができない。

UAEでは、団体商標が認められている。また、標章に付随する音声商標の登録も認められる。立体商標は登録を受けることができない。

2 出願

UAEの商標法は、先願主義を採用している。

UAE国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、UAEの代理人を選任して商標出願手続を委託しなければならない。出願書類は、UAE特許庁に提出する。

出願公開制度は採用されていない。

UAEは、マドリッド・プロトコルに加盟した（2021年12月28日発効予定）ため、マドプロ出願によりUAEでの商標登録を受けることが可能となる。

UAEは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定には加盟していないが、ニース分類を採用している。

3 審査

UAEでは、商標出願に対して、「先願主義」及び「一出願一区分制」が採用されている。

商標出願時には、商標を実際に使用している必要は無い。商標出願に対しては、①方式審査、並びに②登録性及び既登録商標との抵触について実体審査が行われる。商標出願は全件審査されるため、審査請求制度は無い。

審査官が、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が送付される。これに対し出願人が期間内に応答せず、又は拒絶理由を解消できなかった場合、当該商標出願は拒絶される。拒絶決定に不服のある出願人は、決定通知日から30日以内に、商標委員会に不服申立てを行うことができる。さらに、商標委員会の決定に不服のある出願人は、決定日から60日以内に、民事裁判所に抗告を申し立てることができる。

4 登録

審査官が、方式要件及び実体要件の両方を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。公告は、①まず「公報」に掲載され、②その後、UAE国内で発行されているアラビア語の地方日刊紙2紙に掲載される。出願公告日から30日以内に、利害関係人は、異議申立てをすることができる。期間内に異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

商標権は、登録日から発生する。商標権の存続期間は、出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。

商標出願及び商標権は、事業の譲渡とは関係なく、譲渡することが可能である。

登録商標が、登録後、指定商品又は役務について 5 年以上使用されていないときは、利害関係人が第一審裁判所に請求することにより、当該登録商標は取り消される可能性がある。

また、利害関係人は、不登録事由違反等を理由に、裁判所に、商標登録の取消しを請求することができる。

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、UAE 国内で、商標実施行為を行った者は、商標権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

VII 著作権

1 概要

UAE の著作権については、「著作権法」に規定されている。

UAE はベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権は UAE でも保護される。

2 著作物

UAE の著作権法の保護を受ける著作物には、以下の種類がある。即ち、①書籍、小冊子、記事、その他の文学作品、②コンピュータ・ソフトウェア及びアプリケーション、データベース等、③講義、講演等、④演劇、ミュージカル、パントマイム、⑤セリフを伴うミュージカル及びセリフを伴わないミュージカル、⑥オーディオ・ビジュアル作品、⑦建築作品、建築設計図、⑧デッサン、絵画、彫刻、エッチング、リトグラフ、スクリーン印刷、レリーフ、その他の美術作品、⑨写真作品、⑩応用美術、造形美術の作品、⑪地図、地理的・地形的用途のための 3D モデリング等、⑫二次的著作物である¹⁴。

3 著作権

広義の著作権には、「狭義の著作権（著作財産権）」と「著作者人格権」がある。著作財産権は相続、譲渡等が可能であるのに対し、著作者人格権は相続、譲渡が認められない。

著作財産権は、著作物の排他的な利用を許諾する権利であり、あらゆる形態による表現、放送、公演、翻訳、変更、貸借、コンピュータ又は情報ネットワークを通じた公表等を含む。

著作者人格権の種類としては、①公表権、②氏名表示権、③改変権、④回収権がある。

4 無方式主義

UAE でも、日本と同様、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発

¹⁴ <https://u.ae/en/information-and-services/business/intellectual-property>

生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

UAEには、任意で著作権を登録する制度がある。即ち、著作権の登録は、経済省のウェブサイト¹⁵からオンラインで申請することができる。任意で著作権を登録しておくことは、将来の著作権侵害紛争において、著作権者であること等の事実の立証を容易にすることができるという意味で、有用であると考えられる。

5 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、創作時に始まり、著作者の死後の翌年から 50 年間経過するまで、存続する。応用美術作品の著作権の保護期間は、公表の翌年から 25 年間である。

共同著作物の著作権は、最も長く生存している共同著作者の生存期間及びその死後 50 年間存続する。

6 侵害

著作権者の許諾なく、著作権の有効期間中に、UAE 国内で、著作権使用行為を行った者は、著作権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

VIII 営業秘密

UAEにおける営業秘密は、「特許法」、「2015年連邦法第2号」（商社会社法）、「1985年連邦法第5号」（民法）、「1987年連邦法第3号」（刑法）等によって保護されている。

「特許法」によると、「ノウハウ」とは、情報、データ又は実用性をもつ職能から得られる技術的性質を有する知識をいう。ノウハウは、それが公開されない限り、いかなる不正使用又は開示又は第三者による発表からも保護される。但し、ノウハウが保護されるためには、ノウハウの保有者が、ノウハウの秘密を維持するために必要な措置をとっていたことが必要である。ノウハウに係る契約は、書面で締結されなければならない。かつ、ノウハウの構成部分の定義、その使用の目的、その移転の条件を含まなければならない。これらを満たさない契約は、無効とみなされる。

「商社会社法」は、現地企業の営業秘密を利用若しくは開示した者、又はその企業の活動に故意に損害を与えようとした者に対する制裁（6か月以下の懲役及び／又は5万乃至50万ディルハムの罰金）を規定している。

「民法」によると、従業員は、雇用主の営業秘密・企業秘密を保持する義務があり、義務に違反した従業員は、損害賠償責任を負う。

「刑法」は、職業、技術、地位、芸術によって秘密を託された者が、自己の個人的な利益又は他人の利益のために企業秘密を無許可で開示した場合の制裁（1年以上の懲役及び／又は2万ディルハム以上の罰金）を規定している。

¹⁵ <https://services.economy.ae/m/Pages/ServiceCard.aspx?WFID=41&lang=en-US>

Ⅸ エンフォースメント

1 総説

UAEにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段(民事訴訟)、刑事的手段(刑事訴訟)、行政的手段(行政摘発)及び税関による水際取締りがある¹⁶。

UAEにおいては、とくに、刑事的手段(刑事訴訟)、行政的手段(行政摘発)及び税関による水際取締りの手段が、比較的活発に利用されている。

2 民事的手段

UAEの裁判所システムは、三審制を採用している。

UAEの連邦レベルの裁判所としては、①連邦最高裁判所、②連邦控訴裁判所、③連邦第一審裁判所がある。また、アブダビ、ドバイ及びラアス・アル＝ハイマの各首長国には、①大審院、②控訴審裁判所、③第一審裁判所がある。これら以外の首長国(即ち、シャールジャ、アジュマーン、ウナム・アル＝カイワイン、フジャイラ)においては、首長国独自の裁判所は無く、連邦裁判所のみが存在する。

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、営業秘密侵害事件等も対象となる。民事訴訟の手段においては、①継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、②暫定的救済手段を利用することも可能であること、③「商法」に基づき金銭的な損害賠償請求を行うことも可能であること等のメリットがある。なお、UAEでは、いわゆる「懲罰的損害賠償」は認められていない。

UAEでは、民事訴訟を提起する前に、被疑侵害者に警告書を送付したり、調停を申し立てたりする必要はない。

3 刑事的手段

UAEでは、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害を行った者に対しては、刑事的手段をとることも可能である。特許権又は意匠権の侵害で有罪とされた者には、3か月以上2年以下の懲役及び／又は5,000乃至10万ディルハムの罰金が科される可能性がある。商標権の侵害で有罪とされた者には、禁固又は5,000ディルハム以上の罰金が科される可能性がある¹⁷。

知的財産権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考えられる場合、告発

¹⁶ 本稿の「エンフォースメント」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「アラブ首長国連邦」の「侵害ガイド」等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

¹⁷ 前掲「侵害ガイド」16～19頁。

状及び証拠等を関連当局に提出することにより、刑事告訴を行うことができる。

刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、捜索・差押等の強制処分を行うことにより、被疑侵害行為の差止を比較的短期間で実現できる可能性があり、また、侵害者を拘禁刑に処することができる可能性もあるため、事案によっては強力な手段となり得る。権利者は、刑事事件において明らかになった事実及び証拠を、民事訴訟において利用することができる。

4 行政的手段

各首長国の経済開発局（Department of Economic Development, DED）は、それぞれの管轄区域で、商標権及び著作権の侵害事件につき、行政摘発を行う権限を有している。例えば、偽ブランド品や海賊版 DVD 等を販売している小売店等が、行政摘発の対象とされることが多い。商標権又は著作権の権利者が、各首長国の経済開発局に対し、権利証書、被疑侵害者の場所、及び被疑侵害品と真正品のサンプルを提示して行政摘発の実施を申し立てると、数日後には行政摘発が実施される。経済開発局の捜査官は、行政摘発後、差し押えた侵害品及び資料のリストを作成する。商標又は商品・サービスが同一ではない場合、行政摘発は実施されないことが多い。商標権侵害の行政摘発申立には、①特定摘発申立（被疑侵害物品を販売している店舗を具体的に特定して行政摘発申立を行う）、及び②一般摘発申立（特定の商品ごとに、対象地域・市場を指定して、6 か月間有効な行政摘発申立を行う）の 2 種類がある。商標権者は、行政摘発の結果、侵害の程度が重大であると判断した場合、さらに刑事告訴又は民事訴訟提起を行うことができる¹⁸。

5 税関による水際取締り

UAE の各首長国の税関は、それぞれ、輸入管理業務において、主に商標権侵害物品の輸入差止を行うことができる。

例えば、ドバイ税関による水際取締りの手続は、一般に、以下のような流れで進行する。即ち、①商標権者は、商標権の税関登録につき、ドバイ税関のウェブサイト¹⁹から、オンラインで申請する。商標権の税関登録の有効期間は、登録商標権の有効期間と同じであるが、登録商標権の更新を行う際は、商標権の税関登録を再度行わなければならない。②商標権者は、被疑侵害品が輸入される等の情報を得た場合、税関に輸入差止申請を行う。③（商標権者の申請が無くても、）ドバイ税関は、被疑侵害品を発見した場合、職権で、当該貨物の通関を保留し、商標権者又は代理人に通知することができる。商標権者又は代理人は税関からサンプルを受領した後、当該貨物が侵害品であると判断した場合、受領から 3 営業日以内に、税関に差止申請書を提出する。差止申請書を受領した税関は、商標権者又は代理人に対し、真正品のサンプル及び真贋鑑定の資料を求め、また、当該貨物を検査部門に送付し、侵

¹⁸ 前掲「侵害ガイド」11～13 頁。

¹⁹ <https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/Pages/default.aspx>

害品であるか否かの判断を付託する。検査部門が侵害と判断した場合、当該貨物は、没収又は廃棄される²⁰。

X おわりに

以上、UAEの知的財産法の概要を簡単に紹介してきたが、UAE知的財産法については、米国法、ドイツ法、中国法等と比べると、日本語の文献・論文等は少ない。しかし、インターネット上では、UAEの知的財産法に関する英語の文献・論文等が少なからず公表されており、参考になる。

UAEの知的財産法制度は、これまで日本で紹介されることがあまり無かったこと等から、日本の実務家にとって馴染みが薄いという面がある。しかし、UAEは、日本との貿易が活発に行われており、近年、目覚ましい勢いで経済発展を続けている。そして、UAEは、中東、アフリカ、中央アジア諸国等に流通する物品の集積地・中継地となっており、知的財産権侵害物品がしばしば発見されていること等に鑑みると、UAEの知的財産法の動向については、今後も引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15553』（経済産業調査会、2021年、原題は「世界の知的財産法 第42回 アラブ首長国連邦」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²⁰ 前掲「侵害ガイド」13～16頁。